

埼玉県の産業基盤づくり

埼玉県 都市整備部 田園都市づくり課
課長 福島 英雄

平成28年3月24日 國土審議会 土地政策分科会 企画部会

田園都市産業ゾーン基本方針策定の背景

■中央道の整備

H8の青梅IC～鶴ヶ島JCT開通を皮切りに
埼玉県内全線開通の見込み



- 南北に 東日本の大動脈 「東北」・「関越」自動車道が縦断
- 東西に 既存の高速道路と連結する 「外環道」・「圏央道」が横断

企業立地の需要の高まり
■圏央道沿線地域では、周辺環境に
調和した産業基盤整備が緊急に
必要



企業誘致施策の強化

- 企業誘致大作戦 (H17.1～H18年度)
- チャンスメーカー埼玉戦略 (H19～H21年度)
- チャンスメーカー埼玉戦略Ⅱ (H22～H24年度)
- チャンスメーカー埼玉戦略Ⅲ (H25～H27年度)



ビジネス懇談会

迅速な産業基盤づくり



圏央道沿線地域の産業基盤のイメージ

- 都市整備部に調整のための組織発足
田園都市産業ゾーン推進室 (H18～H20年度)
田園都市づくり課 (H21年度～)

- 産業集積に向けた県の積極的姿勢を内外に顯示
田園都市産業ゾーン基本方針 (H18.10～H28年度)

全庁合意の下方針作成

3

田園都市産業ゾーン基本方針 概要

・趣旨

- ①市町村が進めらる産業基盤づくりを積極的に支援
- ②迅速な産業基盤づくり

・適用範囲

圏央道インター、エンジから概ね5km

・適用期間

平成28年度まで(当初は平成24年度まで)

・産業誘導地区選定

(H24までは「先導モデル地区」)

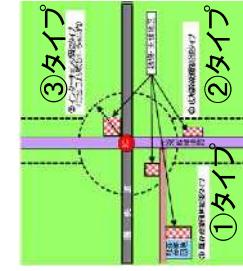
市町との協働により県が重点的に支援する地区を選定する

・誘導・支援エリア条件 (3つのタイプ)

- ①既存工業団地拡張タイプ
- ②広域幹線道路沿道タイプ
- ③インターチェンジ周辺タイプ



適用範囲



・計画的な土地利用

市街化区域編入を基本に適切な開発を誘導
地区計画を活用



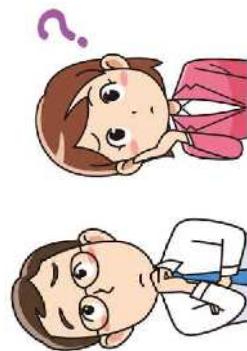
イメージ

4

市町村の産業基盤づくりの課題



調整内容や調整先が多岐に亘るなど、
何から作業してよいか分からない



市町村職員に同様業務の経験者が
少ない



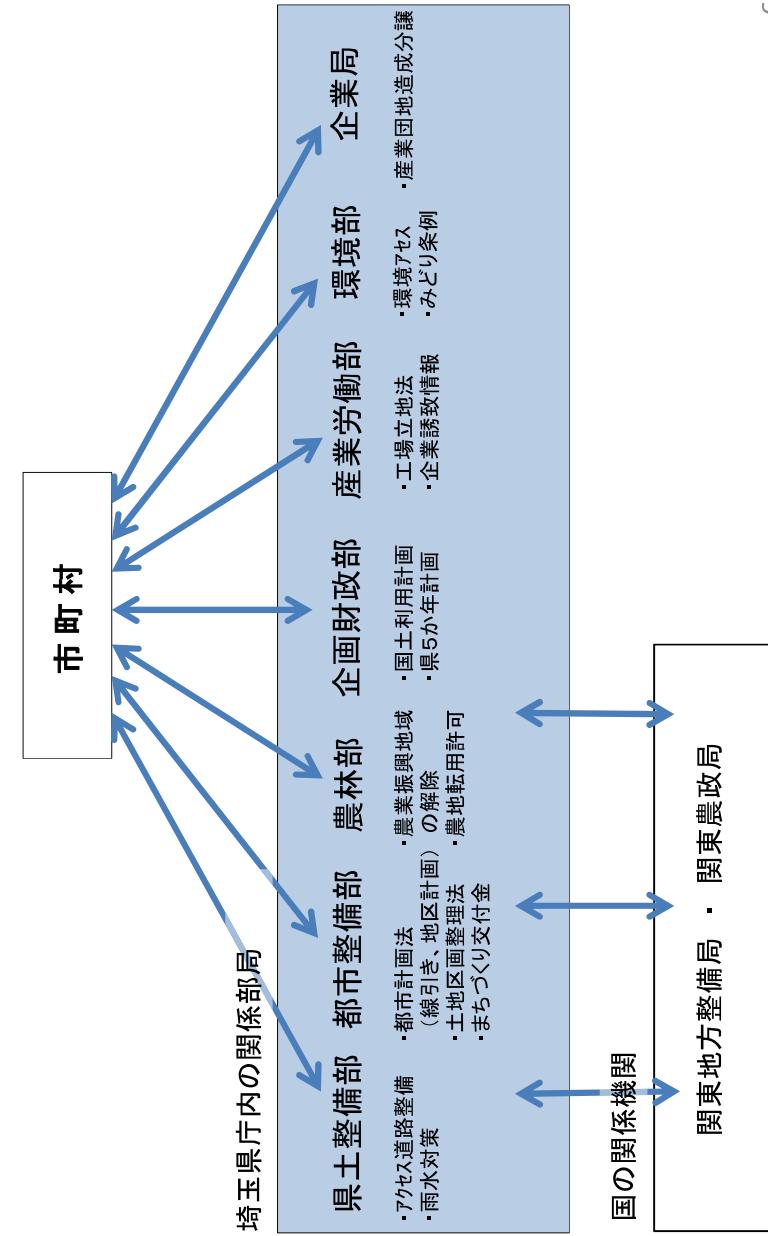
ワンストップの市町村支援
埼玉県の相談窓口を
一本化 p.7

きめ細やかな市町村支援
埼玉県(田園都市づくり課)が
計画づくりから
アドバイス p.8

5

従来の市町村と埼玉県庁内関係部局との調整

市町村は個々に調整を実施



田園都市産業ゾーン基本方針に基づく 市町村と当課との調整



埼玉県の相談窓口を一本化

産用地スピードアップ調整窓口
都市整備部田園都市づくり課

- 支援範囲 市町村の構想段階から都市計画手続き完了まで
- 当課の役割 庁内調整に係る全分野について市町村との綿密な調整を行い
府内調整を円滑化

整理すべき事項

土地利用等からみた 開発適性	事業としての実現性	緑の保全・創出
上位計画等との関係	土地利用転換の進め方 (開発手法など)	緑の保全・創出
都市計画に関する状況	事業の熟度 (地権者の同意など)	景観への配慮
農林に関する状況	市町村の推進体制	乱開発抑止の取組
関係法令による土地利用規制の状況		

全て整理してから府内調整会議へ

7

田園都市産業ゾーン基本方針に基づく 府内調整・産業誘導地区の選定



- 県庁関係部局間での入り調整
- 産業基盤づくりを県の総意として推進

STEP 1

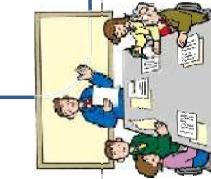
埼玉県田園都市産業ゾーン推進チーク会議
【座長】田園都市づくり課副課長
【構成】企画財政部計画調整課・土地水政策課、環境部環境政策課・大気環境課・みどり自然課、産業労働部産業労働政策課・企業立地課、農林部農業政策課・農村整備課、県土整備部道路政策課・市街地整備課、建築安全課・田園都市計画課・道路街路課、都市整備部都市計画課・市街地整備課・建築安全課・田園都市づくり課、企業局地域整備課
主幹

STEP 2

埼玉県田園都市産業ゾーン推進チーク会議
【チームリーダー】都市整備部副部長
【構成】企画財政部計画調整課・土地水政策課・環境部環境政策課・大気環境課・みどり自然課、産業労働部産業労働政策課・企業立地課、農林部農業政策課・農村整備課、県土整備部道路政策課・市街地整備課、建築安全課・田園都市計画課・道路街路課、都市整備部都市計画課・市街地整備課・建築安全課、企業局地域整備課
課長

STEP 3

埼玉県田園都市産業ゾーン推進本部会議
【本部長】副知事(技)
【副本部長】副知事(事)
【構成】企画財政部長、環境部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、局長



※府内の調整が整った後に国機関との調整に入る。
国機関との調整が整った後に都市計画等の手続きに入る。

8

田園都市づくり課と下調整

田園都市産業ゾーン基本方針に基づく 市町村支援の成果

埼玉

■ 県の“調整窓口”課による、市町村に対するきめ細やかな技術的支援で
市町村の計画の具体化及び農業的土地利用と都市的土地利用の調和を
適正に・迅速に図ることができた

県調整期間 12ヶ月減（34ヶ月→22ヶ月）

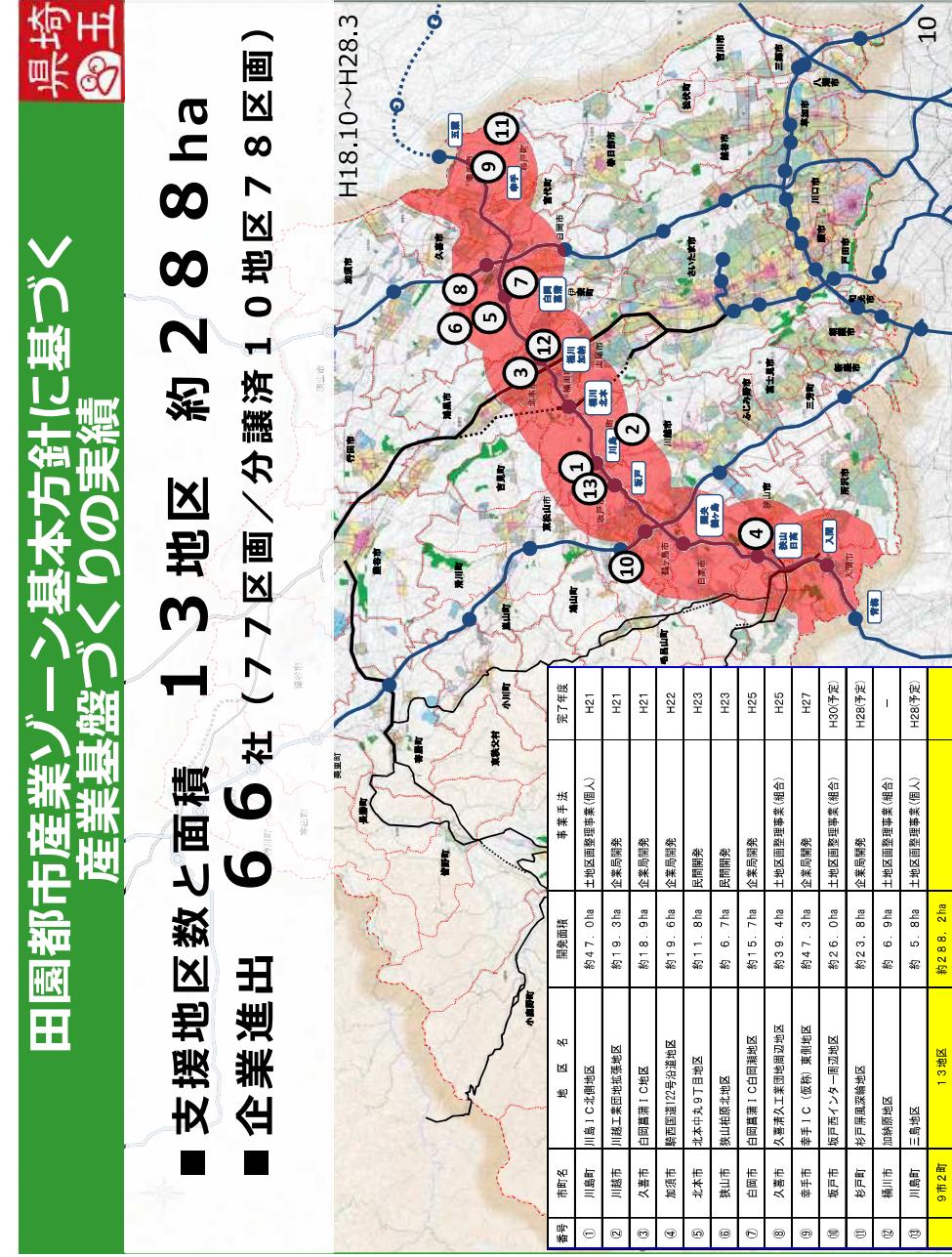
- ①当方針に基づき事前に十分な情報共有と意思統一を県レベルで行い、
県の総意として国と調整する
- ②開発すべきエリア、保全すべきエリアを当方針によりはつきりと色分け
し、県のまちづくりの考え方を国にしつかります
→国との調整が円滑になった

国調整期間 3ヶ月減（9ヶ月→6ヶ月）

9

田園都市産業ゾーン基本方針に基づく 産業基盤づくりの実績

- 支援地区数と面積 13地区 約288ha
- 企業進出 66社（77区画／分譲済10地区78区画）



埼玉県企業局による産業基盤づくりの効果

**■ 経済効果 2,000 億円
■ 雇用数 3,150 人**

4地区について埼玉県企業局試算

番号	地区名	事業年度	面積	立地企業数	経済効果	雇用数
②	川越工業団地拡張地区	H19～H21	約19.3ha	7社	710億円	740人
③	白岡菖蒲IC地区	H19～H21	約18.9ha	5社	350億円	520人
④	騎西国道122号沿線地区	H20～H22	約19.6ha	6社	490億円	450人
⑦	白岡菖蒲IC白岡瀬地区	H22～H25	約15.7ha	5社	450億円	1,440人
	計		約73.5ha	23社	2,000億円	3,150人

事例

①川島IC北側地区（川島インター産業団地）

H18年度先導モデル地区
開発面積 約47ha
インターチェンジ周辺タイプ
土地区画整理事業（個人施行）



分譲地

事例

埼玉

④狭山柏原北地区



H20年度先導モデル地区
開発面積 約7ha
既存工業団地拡張タイプ
民間開発による調整区域の地区計画

分譲済

13



事例

埼玉

⑨幸手IC（仮称）東側地区



H23年度先導モデル地区
開発面積 約4.7ha
インターチェンジ周辺タイプ
市街化区域編入（県企業局開発）



造成・分譲中

14

今後の課題と対応



高い企業立地ニーズに対し、産業用地が不足
調整難易度が高い開発構想案件が増加している



- 1 候補地区の掘り起しを市町村と連携して行う
- 2 候補地があるものの経験が少ないなどの市町村にに対して
職員のスキルアップを支援する
- 3 課題を抱えて進捗が遅れている市町村に対し共に早期解決策を探る

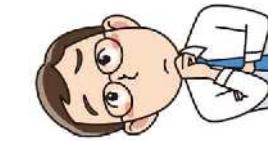
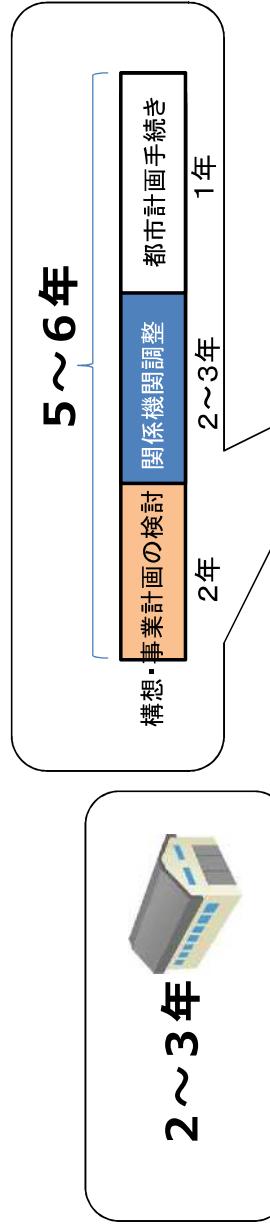
市町村支援を強化

15



今後想定される調整事項

企業の事業展開スピード(に産業基盤づくりが追い付かない)



土地利用調整の迅速化

16

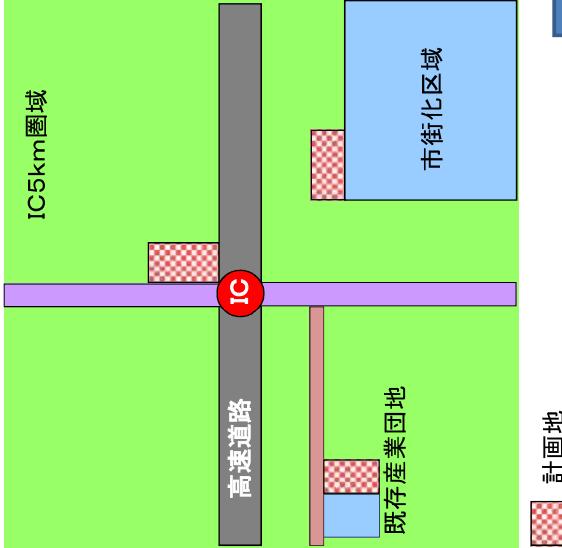
土地利用調整に係る 今後想定される調整事項

埼玉

まちづくりの考え方、企業ニーズに応じた産業基盤づくりが必要

まちづくりの考え方

- ・コンパクトシティの観点から市街化区域隣接地区で産業基盤づくりをしたい、
- ・産業発展のため既存産業団地の拡張を迅速に行いたい、



まちづくりの考え方及び企業ニーズに合う場所は

17

土地利用調整の簡素化（市街化区域拡大フレームの範囲内）

埼玉

今後想定される調整事項

高速道路 IC周辺にありながら都市的な土地利用に制約がある例

■現在の状況

- ・川口市は東京都と隣接していることに加え、幹線道路網が発達していることから、開発圧力が非常に高い。
- ・ICが近郊緑地保全区域内にある。周辺は保全を図ってきたが開発圧力に対抗出来ず、特別養護老人ホーム、墓地、資材置き場などの開発が行われている。
- ・地元では、都市基盤のストックを有効に活用した計画的な開発を誘導していく意向があるが、緑地保全の制度との調整が進められない。



必要

まちづくりの考え方及び企業ニーズに合う場所は
計画的なまちづくりを可能に

18

土地利用調整に係る 今後想定される調整事項

埼玉

産業適地の代替性（位置の妥当性）検討の複雑化1

農業振興地域内では農業施策が優先されるため、農業に最も影響の少ない場所を産業適地として選定すべき。



産業基盤適地選定の順番

- ①市街化区域
- ②市街化調整区域 農振地域外(白白)
- ③市街化調整区域 農振地域(青白)
- ④市街化調整区域 農用地区域(青青)

①②に空地があつても

- ・企業ニーズに合わない
 - ・地権者に売却の意思が無い、等
- 現実的に立地不可のことも

代替性がないことの説明に苦慮



現実性を加味した代替性の検討を

19

埼玉

土地利用調整に係る 今後想定される調整事項

産業適地の代替性（位置の妥当性）検討の複雑化2

今後の人口減少に伴い、市街化区域内に未利用地が発生する見込み。



産業基盤適地選定の順番

- ①市街化区域
- ②市街化調整区域 農振地域外(白白)
- ③市街化調整区域 農振地域(青白)
- ④市街化調整区域 農用地区域(青青)



都市的ゾーニングや企業ニーズに配慮した代替性の検討を

20

土地利用調整に係る 今後想定される調整事項

産業適地の代替性（位置の妥当性）検討の複雑化 ③

10ha以上の農地は農用地区域に定めなければならない
(農振法)



産業基盤適地選定の順番

- ① 市街化区域
- ↓
- ② 市街化調整区域 農振地域外 (白白)
- ↓
- ③ 市街化調整区域 農振地域 (青白)
- ↓
- ④ 市街化調整区域 農用地区域 (青青)

②の農地で
當農継続意向がある場合でも

農用地区域への編入は
現実的には難しい

地権者の意向に
反することが多い

適地選定の議論の中で
問われることが多い

必要

農業政策を推進しつつも産業政策はスピード感が重要